

監査公表第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市民生活部（危機管理対策課、環境課（水環境保全対策室）、敦賀斎苑、生活安全課（消費生活センター）、廃棄物対策課、清掃センター、衛生処理場、市民課）に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年 1 月24日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	宮	崎	則夫

市民生活部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成24年12月25日（火）

2 監査の対象

市民生活部

危機管理対策課、環境課（水環境保全対策室）、敦賀斎苑、生活安全課（消費生活センター）、廃棄物対策課、清掃センター、衛生処理場、市民課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況。

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

補助金の交付について、その所管課は、補助先に補助額算出根拠が明確に把握できる資料を提出するよう指導に努められたい。

なお、各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

5 各課等の予算執行状況は別表1～7のとおりである。（別表省略）